

第2予算審査特別委員会（第2日目）

H28.3.15（火）10：00～

第一委員会室

開 会 9：58

委員動静報告

委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

議案第7号 平成28年度滝川市下水道事業会計予算

委員長

議案第7号 平成28年度滝川市下水道事業会計予算について説明を求めます。

大平部長

（議案第7号を説明する。）

千葉課長

（議案第7号の詳細を説明する。）

委員長

説明が終わりました。

清 水

これより関連議案第9号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

資料をいただきまして、ありがとうございます。大変いい資料だと思いますが、この見方ということでお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、一番上なのですが、②、耐用年数を経過した管路延命のため維持管理費を増額としているのです。この増額というのは、この表をつくるために増額したという意味なのか、あるいは何年から増額ということなのか、そういうことと、もう一つは、実態として何年度より幾ら増額をしているのかということをお伺いします。

⑤、健全経営化のため平成31年度以降は起債借入額を減額と書いてあるのですが、けれども、資本金収入の企業債のことですが、これでいうと、31年度以降、つまり31と32年度、本来30年度まで起債していたであろう金額を、一般財源というか、会計の所有現金というか、それに振りかえているわけですが、それぞれ31年度、32年度、幾ら振りかえているのかということをお伺いいたします。

377ページ、第2条、業務予定について伺います。排水戸数の内訳、事業用、家事用で伺います。

有収水量についてですけれども、水道は中空知水道企業団の水を使わずに地下水を利用して、汚水として排水して使用料を徴収しているような、そういう状態の戸数と有収水量が入っていると思うのですが、そのことについて伺います。

また、その場合、水量計はどのように設置し、検針を行っているのか。

次、昨年年第3回定例会で下水道使用料に対する異議申し立てについての答申がされ、常任委員長報告では、使用実態に即した公平性を堅持できるよう、家事用、業務用の用途区分や業務区分の使用水量の料金体系の見直しの検討が必要と判断したと述べております。新年度の見込みで用途区分と使用水量について伺います。まず、家事用の基本料金以下の使用戸数の割合、業務用の基本料金以下のものについて。料金の変り目がありますから、変り目がダブらないように、基本料金を支払う水量までの人ということ、その使用戸数の割合。

次、379ページ、第6条、企業債ですが、起債について利率は4パーセント以内ですが、借入先は政府資金や銀行など選定要件は、また見込まれる利率、償還年数の振り分けについて。

次に、合流管28キロメートル、そして分流汚水管246キロメートルと汚水管の合計は2010年度で274キロメートルでしたと。今年度の分流化は0.945キロメートル

ルですが、終了年度の見込みについては表に35年度と書いてございますので、これについてはわかりました。

国道12号の江部乙地区車道拡幅工事に伴う下水道移設工事0.702キロメートルが行われます。2014年度から始まったと思いますが、今年度は1億3,730万円、403ページ、単独事業ですが、まず工事の終了見込み年度、また全体の総距離と費用総額、そして財源内訳、100パーセント下水道特別会計負担か。

次、398ページ、収益的収支、公共について伺います。他会計負担金の雨水処理負担金2億2,548万9,000円の一般会計財源について、また雨水管の企業債償還と利子分に見合うのか。

次、399ページ、委託料1,957万8,000円、管渠清掃等の作業内容と契約方法。また、工事請負費の内容。

次、業務費、事務委託交付金4,168万3,000円、水道企業団への検針等業務委託等において、検針、料金計算、納付書作成などさまざまなことを事務委託しているわけですが、そこで、職員配置では給与費明細書、388ページの総括で、新年度職員は一般職3名、嘱託職員1名です。この事務職員と技術職員の内訳はどうなっていますか。また、滝川市が調定や各種行政処分を行う上でダブルチェックも困難な事務職員の人数になっているのではないかと考えますが、伺います。

次、402ページ、資本的収支ですが、他会計出資金は交付税100パーセントか、また、下水道交付金について、対象事業費に対する割合、国道12号江部乙地域の拡幅に伴う布設替え工事関係は交付金が使えずに単独事業になっていますが、交付金の要件に該当しない理由について伺います。

最後に、403ページですが、今の建設改良事業は合流改善にほぼ限定されています。分流式の管渠が耐用年数と言われる50年を超過するのは何年度からか、また長寿命化計画の策定、総務省に提出する経営戦略の策定などは新年度にどのように取り組むのか、最後に、泉町土地区画整理事業が実施されると、下水道の、まず新設は確実に行われますが、さらに一部移設が行われるのか、またこれらの設計の進捗状況や費用は全てこの事業会計になるのか、それとも事業会計ではないものになるのか伺います。

宮西課長補佐

資料提供いたしました公共下水道事業会計の長期計画についてご説明させていただきます。

一番上の枠の中の推計条件の②でございます。耐用年数を経過した管延命のための維持管理費の増額ということで記載をさせていただいておりますが、まずこれは、そろそろ耐用年数を迎える下水道管が徐々に出てまいりますので、ここである程度の予算組みをして、どのぐらいの費用額がまず上がるであろうかという、大枠の概算を積算をしております。

内容としましては、まず下水道台帳のシステム化であります。これをやることによりまして、更新事業に係る管の箇所の特定の特定ができるだろうということで、まずシステム化を図りたい。それから、耐用年数を迎える管の中の調査、管の中がどれだけ傷んでいるのかということで、カメラ調査も費用額として計上しております。

それと、管渠清掃でございますけれども、国は、汚水管は7年サイクルでの管渠清掃を推奨しているのですけれども、私どもの下水道会計の収支の関係がございまして、徐々に管渠清掃の管の延長を、短い管の延長で清掃をかけており

まして、今は14年サイクルで、国推奨の倍の年限をかけての清掃をしてきております。管の耐用年数が来ておりますので、これも徐々に清掃の年限を短くしていかないと管の傷みが激しくなるのではないかとということで、費用を計上しております。

それから、修繕費、この原材料費なのですけれども、マンホールのふた等もかなり摩耗が激しくなっているのですけれども、これもそろそろ変えていかないと、事故などになると困りますので、そういった費用も計上しております。以上が維持管理費の増額の大枠の内容であります。

それから、⑤の経営健全化のための起債の借入額の減額でございますが、収益的収支の各年度損益のところをごらんいただきまして、平成30年度から徐々に、こういった維持管理費等の増額をしていくことによりまして赤字が発生してくるであろうということが見込まれますので、これに対して、赤字をどうやって回復するかということで、起債の借り入れ、借金を減らそうではないかという考え方に立って、この調材計画を立てております。

資本的収支の資本的支出の起債償還費のところをごらんいただきますと、平成30年、31年、32年とかなり起債の償還額が減額していておりますので、その部分、内部留保資金が残りますので、それを起債のかわりに充てていこうという考えであります。起債を借りずに内部留保で行う資金であります。平成31年は1億5,600万円、平成32年は1億4,900万円を起債を借りずに内部留保することができるのではないかと、机上の数字ですが、一応こういう調材計画を立てて、推計をしたところです。

水田係長

それでは、排水戸数1万8,700戸の内訳ということでありましたが、家事用、業務用の件数であります。1カ月当たりの排水戸数、家事用としては1万6,117件、業務用として1,271件を予定しているところでございます。

次に、中空知広域水道企業団の水道を使わずに地下水を利用して、汚水として排水使用料を徴収している戸数と有収水量、またその場合、水量計はどのように設置、検針をしているかということでございますが、平成26年度の実績の数字になりますが、地下水利用の年間延べ件数1,054件、一月当たり約87件、有収水量は年間約2万7,000立米となっています。地下水の利用者は、下水道条例第34条により、水量の測定器具等を取りつけることが可能であります。水量計などの測定器具については、利用者の負担で設置して行っていただきます。この水量の検針は、中空知広域水道企業団に検針業務を委託しておりますので、水道利用者の検針と同様に企業団側において検針していただいております。

次に、家事用の基本料金以下の使用戸数の割合と業務用の基本料金以下の使用戸数の割合は、平成26年度の実績になりますが、公共下水道の用途別水量別延べ件数割合は、基本水量は家事用が8立米以下、業務用が20立米以下となりますので、基本水量以内で使用している割合は家事用で36パーセント、業務用60.4パーセントとなります。

次に、起債についてですが、借入先は政府資金、銀行などだが、選定要件と、見込まれる利率、償還年数に関してですが、起債の借入先の選定ですが、資本的支出の建設改良費に係る起債は政府資金を選択し、それ以外の起債、特別措置分については、ルールとして政府資金は認められず、銀行のみの限定となっております。建設改良費に政府資金を選定する理由としては、起債の貸付条件が現在の会計の資金繰りに適応しているからであります。銀行の条件は貸付期

間が20年の元金均等償還であります変動金利を採用しているため、10年後に利率が見直されることになり、将来発生する利息の費用が明確ではございません。一方、政府資金は、貸付期間が40年で、元利均等償還の固定金利であるため、貸付期間が銀行より長く、1年当たりの償還額が銀行より低額となりますし、将来の費用負担も明らかなため、資金繰りの見込みが立てやすい利点があります。

次に、見込まれる利率なのですが、財政融資資金で固定金利1.5パーセント、市中金融機関で1パーセントを見込んでいるところであります。今後は1年当たりの起債償還額が年々減少していく見込みですので、支払利息、金額と使用料収入のバランスを考慮し、資金繰りがつく場合は建設改良費について市中銀行から借り入れすることも視野に入れていきたいと考えております。

分流管の終了年度見込みについては、土木課より説明いたします。

国道12号江部乙地区車道拡幅工事に伴う下水道管移設工事に関してですが、工事の終了見込み年度と全体の総距離と費用総額については、これも後ほど土木課より説明いたします。財源内訳と100パーセント下水道事業会計負担かということですが、財源内訳は起債です。100パーセント下水道事業会計負担なのかについては、滝川市の下水道管が国道12号に道路占用しています。道路に関する工事のため支障となる場合、道路法第71条第2項第1号の規定に基づき移設命令を受けることとなります。この場合、占用者負担で移設するのが原則であります。下水道事業会計にもたらす影響が大きいことから、補償していただけないか国と協議しているところでございます。

次に、他会計負担金の雨水処理負担金についてですが、一般会計財源、雨水管の企業債償還費と利子分に見合うのかということですが、他会計負担金の雨水処理負担金は交付税を財源とした一般会計繰入金であり、収益的支出における雨水管の減価償却分及び企業債利息分に対応する収益であります。起債償還年数は、減価償却年数より期間が短いため、金額差があります。その差額は、資本的収入の出資金に予算計上しているところでございます。

次の委託料、工事請負費については土木課、その後の業務費については都市計画課長より説明いたします。

次に、他会計出資金の関係ですけれども、基準財政需要額100パーセントかということですが、下水道費に関する交付税を一般会計から繰り入れしているものでございます。

次、下水道交付金については、後ほど土木課にて説明いたします。

建設改良事業の件です。分流管渠の耐用年数、長寿命化計画については、後ほど土木課より説明いたします。

総務省に提出する経営戦略の策定などは新年度どのように取り組むのかということに対してですが、経営戦略の策定期間については、総務省が示す経済財政再生計画改革工程表では、その改革の成果をはかる指標の一つとして経営戦略の策定が定められているところでございます。総務省ではこの経営戦略の策定率を平成32年度までに100パーセントとすることとされており、全ての公共事業においてこの時期までに経営戦略の策定をすることが求められているところであります。

経営戦略の主な策定項目につきましては、総務省の経営戦略策定ガイドラインにより、策定に当たっての実務上の指針として、将来の資産状況を予測する項

近藤係長

目、経営健全化、財政確保の具体的方策を示す項目などがあり、より実効性のある計画とするため、経常収支比率、経費回収比率、汚水処理原価等の経営指標の経年変化及び類似団体との比較を踏まえた分析結果を考慮するなどして策定することとされているところでありますが、策定に当たりましては、まず新年度予算で計上しております下水道事業計画との整合性を図り、資料提供させていただいた公共下水道会計の長期計画を基礎として、より詳細な内容を詰めていきたいと考えております。

まず、合流改善事業の終了年度ですが、一応ご説明を差し上げたいと思います。合流改善事業の終了年度の見込みでございますが、下水道にかかわる起債の償還も減りつつあることなどから、今後の下水道の収支計画等を踏まえた中で、これまで限られた予算で実施してきました合流改善事業への増資を図ることによりまして、平成35年度完了予定を目標としまして、早期の完全分流化に努力したいと思っております。

続きまして、国道12号江部乙地区車道拡幅工事に伴う関係のご質疑でございます。工事の終了見込み年度、全体の総距離と費用総額でございますが、全体に単独事業費ということで1億3,730万円の予算、これは全て江部乙地区に該当する工事費ではなくて、これに含まれるのは、江部乙地区の車道拡幅に伴う移設費と、単独雨水管整備にかかわる工事費が含まれていることをご了解願います。

それでは、下水道管移設工事の終了見込みについてですが、こちらは国の事業の進捗に伴うことでございますので、今のところ未定でございます。ただ、事業着手前の住民説明会においては、おおむね平成27年度から平成30年度の予定と説明がなされておりました。しかし、国の予算や事業の進捗などの関係から、完了年度の変更が予想されます。ことしの秋ごろには平成29年度以降の事業に関する協議が予定されておりますので、その際にまた具体的な計画は示されると思われま。

移設の総延長と費用額についてですが、平成27年度では、工事費と実施設計費を合わせまして約1,463万円ほどを実施いたしました。工事の延長につきましては98メートルとなります。平成28年度は、予算上のベースとしまして延長480メートル、工事費については7,630万円を予定しております。

続きまして、委託料の1,957万8,000円、管渠清掃費等の作業内容と契約方法についてですが、委託料の内容につきましては、管渠清掃のほか、下水道管理用地の草刈り、浸入水調査等に要する費用が含まれております。作業内容につきましては、管渠清掃を例に挙げますと、汚物の滞留及び硫化水素の発生抑制によります管路の保全のため、滝川市全域の汚水管路を清掃する作業を行っております。契約方法につきましては、おのおのの業務に適合しました指名競争入札、一般競争入札や見積もり合わせなどで実施いたしております。

続きまして、工事請負費の1,588万4,000円の内容についてですが、工事請負費1,588万4,000円の内容につきましては、主なものといたしまして、道路新設改良工事に伴いまして、下水道のマンホールの高さなどの調整や修繕、老朽化するマンホールぶたの修繕や取りかえに要する費用となっております。

続きまして、交付金について、対象事業に対する割合と国道12号江部乙地区の拡幅に伴う布設替え工事関係は交付金が使えず単独事業なのはどうしてなのかというご質疑でございますが、対象事業に対する割合でございますが、社会資

本整備総合交付金につきましては、事業費に対して2分の1が該当となっております。江部乙地区がその交付金に該当しない理由でございますが、このたびの布設替え工事は、道路法第71条第2項第1号の道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合に規定される監督処分による工事となることから、交付金事業とはなりません。また、社会資本整備総合交付金は、市町村がみずから事業計画を立案し、目標とする指標を掲げ、その目標の達成に対して国が必要とする予算を交付する制度であることから、そもそも移設工事は交付金に限らず補助事業の対象とならないため、交付金の趣旨からしても該当とはなり得ません。

続きまして、今の建設改良事業費は合流改善工事にはほぼ限定されるということでございますが、それに対しまして分流式の管渠が耐用年数と思われる50年を経過するのは何年度からかと、長寿命化計画の策定についてのご質疑でございます。分流式の管渠が耐用年数と言われる50年を経過するのは何年度からかというご質疑でございますが、分流污水管が最も古い管渠は昭和48年に布設されております。この管渠が一般的な耐用年数と言われる50年を経過するのは平成35年の予定でございます。

長寿命化計画の策定であります。計画策定の前段に管渠の老朽度調査を実施する必要がございます。その結果、長寿命化計画策定の必要が生じる場合、合流改善事業の完了予定年からおおむね二、三年前に策定に着手することが望ましいと考えております。また、策定された計画に基づき、合流改善事業の完了後は間を置かずして長寿命化対策にかかわる事業に着手することが望ましいと考えております。

千葉課長

私のほうから職員の関係についてご答弁させていただきます。職員の事務、技術の内訳ですが、事務職員は正職員が2名、嘱託1名の合計3名となっております。技術職員につきましては1名ということで、合計4名ということでございます。

事務処理上困難な人数ではないかというご質疑であります。事務の効率化を図るために現在水道企業団に事務委託をしていることとございまして、現在の体制で問題ないと認識してございます。

最後の区画整理の関係でございます。設計は終わっているのかということでございますが、設計については全て終わっているというところとございまして、費用については、雨水管整備につきましては下水道事業会計で行い、汚水の整備につきましては土地区画整理事業特別会計で行うということとしております。まず、60.4パーセントが事業系で基本水量未満だと。家事用は36パーセントが基本水量未満。事業用の6割の方が基本水量未満。20立米に対して5立米未満、10立米未満、そこまで詳しいことは聞いておりませんが、かなり基本水量自体が20立米というのは大きいと。この不公平というのは、36パーセントと60.4パーセントで明らかだと思うのです。

清 水

きょう質疑した中で、平成31年度から起債が減少する。しかもその財源は会計の一般財源だということで、要するに余裕ができたなら将来負担、財政健全化のために起債しないのだと。聞こえはいいのです。聞こえはいいのだけれども、いろんな選択があると思うのです。料金を減らそうではないかという選択もある。ここで聞きしますけれども、今のこの状況では、分流式の耐用年数も35年度以降で、それほど大変な事態は予想できないという中で、早いうちにまず

この不公平を是正するということに取り組むべきだと思いますが、新年度そういった検討をぜひしていただきたいと思うのですが、お考えを伺います。

あとは、江部乙のことでいろいろ答弁あったのですが、結局、総額でいうと幾らが下水道事業会計の負担になりそうなのかということをもう一回確認させてください。

それと、その金額について、なぜ下水道事業会計で負わなければいけないのだと。国に対して求めるということをしていましたけれども、国に対して拡幅を求めた滝川市として2つ選択肢があると思うのです。国に求める。もう一つは、特別会計、事業会計でなくて一般会計で持つ。道路を利用するのは、別に特別会計だけの話ではない。受益者負担だけの話ではないのです。全部持てとは言わないにしても、ある程度一般財源で持ってもいいのではないかなと思うのですが、それについてのお考えも伺います。

山崎課長

江部乙の移設の工事に今後幾らぐらいかかるのかというお話なのですが、平成27年、28年については今の段階である程度、どこが支障になるという部分が示されておりますので、それに基づいて今回の予算も組んでおります。先ほどご説明しましたように、6丁目から今回残っている区間で約1キロほど下水道管が埋設されています。この部分について道路のほうがどういう設計になるのかという部分がこの秋に明らかになるのですが、その段階にならないと、支障になるものなのかどうなのかというのが明らかになりません。ですから、今委員からご質疑のあった費用については、今の段階ではなんとも申し上げられない、そういった状況でございます。ご理解願います。

水田係長

業務用60.4パーセントということで、不公平があるということで、今後の使用料の体制の見直しの関係についてのお話ですが、今現在経営戦略を立てたところで状況がわかってきますので、経営戦略を立てた後に見直しの検討を図っていきたいという考えでおります。

清 水

私は細かい料金設定のことを言っているわけではないのです。今まで下水道については、料金を値上げしないと会計自体もたない可能性があるということがよく言われていたのです。しかし、平成31年、32年と1億5,000万円ずつ現金から出していくというのは明らかな余裕なのです。私は聞いていませんけれども、水道企業団に聞いたところ、その不公平を是正するのに、どんなに多く見積もっても1年間3,000万円という数字が出たのです。20立米を8立米まで落とすのか、中間の14、15立米ぐらいに落とすのかで3,000万円が1,500万円になるということなのです。

全部綿密な計画が出るまでこの不公平を見直さないということではなくて、不公平なのですから、不公平なままお金を取り続けるということをまず早期に解消しましょうということが常任委員長の報告で言われたわけですから、それは重く受けとめていただかなければ困ると、余りにもしゃくし定規な答弁だと思いますが、伺います。

千葉課長

この料金につきましては平成2年に設定されたものでありまして、相当年数がたっております。当時におきましては、それなりの水の需要等も予測して行った料金体系ということでございますが、それなりに年数もたっておりまして、水の需要関係も変化してきているということでございます。それで、現在、昨年度の指標でいけば、業務用は60.4パーセントが基本水量以下ということでございますけれども、この辺につきましては、全体の合流改善を平成35年までと

ということも踏まえまして、その後も長寿命化なり維持修繕も出てくるということもありますので、その辺もにらみながら考慮して進めていきたいと考えております。

委員長 ほかにも質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 ほかにも質疑ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で議案第7号及び関連議案第9号の質疑を終結いたします。

所管の入れかえが若干ありますので、休憩します。

それでは、11時再開といたします。

休 憩 10:51

再 開 10:58

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第6号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

委員長 議案第6号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算について説明を求めます。

大平部長 (議案第6号を説明する。)

千葉課長 (議案第6号の詳細を説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

清 水 今回の説明で、363ページ、改良工事及び整地工事について、非常に説明不足だと思うのです。最低でも、改良工事する場合、延長は何メートル、幅員は何メートル、歩道があるのなら歩道は何メートルというのは、土木費だったら普通は書いています。整地工事といっても面積が書いていないでしょう。余りにもこういったことでは説明不足だと思うので、工事の概要についてきちんと説明をしていただきたいと思います。

まず、363ページ、工事請負費、3・4・15号西二号通道路改良工事、直線部分、これは市政執行方針で310メートルとは書いてありましたが、この街路整備についてですが、今聞いたことです。幅員、歩道幅など、変えない部分はどれぐらいかということでお伺いいたします。つまり、全部幅員を変えるのか、それとも一部変えない部分があるのか。また、直線部分の改良工事を自衛隊前から行う理由、Rにかかる手前からよいのではないかとということでお伺いいたします。

次に、今年度、来年度、そして平成30年度の3年という表現や29年度までという表現、私が見ている限りでは幾つかあるのかなと思いますので、今年度及び完成までの工事スケジュールの予定を伺います。

次に、上下水道管の入れかえや新設などの費用は本特別会計か、それとも下水道事業会計と中空知水道企業団なのかということについては、先ほどの下水道事業会計で、下水道事業会計が持つのだという答弁だったと思うのですが、その場合、とにかく道路をつくるのだから、全て受益者負担で、下水道の部分は下水道事業会計でということでは本当によいのかと。市民にとってほとんど日常生活に必要なものをつくらうとするのであれば、せめてこの部分ぐらい一般会計で持ってもらおうと、部長がいらっしゃいますので、一般会計で持つというお考えはないのかお伺いいたします。

次に、土地区画整理事業にこれまで要した費用は約5,500万円と把握しているのですが、その後補正予算があったかもしれませんので、まず確認をしたいと思います。

それで、この時点で仮に中止すると、国に対して2,600万円の補助金返還が求められる可能性があるという答弁が一般質問で出ているのですが、事業費総額3億9,000万円と書いておりますが、実際は4億3,400万円でしたか、その他工事がありますので、この会計では3億9,000万円なのかもしれないけれども、4億三千数百万円というのは一般質問で確認していますので、それも確認したい。内訳で、国の社会資本整備交付金が46パーセント、保留地処分金が8パーセント、市が7パーセント、起債39パーセントになっているのですが、ここで保留地処分金8パーセント、3,100万円、保留地は売れて初めてお金になるのだと思うのです。だから、平成29年度、30年度までに売れる見込みがある3,100万円、8パーセントなのかということをお伺いいたします。仮にそれが売れない場合は、一般財源でまずそこを補充して、市の普通財産になるということだと思うのですが、その点も確認をしたいと思います。

次に、この事業に関連する諸課題ということで、区画整理をするわけですから、きちんといろんなことに配慮しながらということが求められるのですが、まず北電柱は、いつまでにきちんとS字のところまで北電柱が立ってということはお願いはしていると聞いておりますが、その話はまとまったのか。NTT柱についても同様に伺います。信号機のS字部分は全長何メートルなのか。これも、この図面を見ただけでわかれというほうが無理なのです。縮尺が書いているわけでもなく、ホームページに滝川市土地区画整理事業の決定についてという七、八ページの図面があって、これについている図面をどんなに拡大しても、もともと縮尺がないものは拡大しても全然わからないのです。ここの部分には、街路灯がないわけです。ここの街路灯はいつ立つのか。

次に、1丁目通り側が残りますよね。1丁目通り側が残るとするのは、S字が幹線になるので、こっち側は道路としては残るけれども、幹線から格下げされます。それで、その場合の維持管理はこれまで同様に行われるのか、それとも格下げされるのか、除雪や排雪回数、歩道除雪等で伺います。

次に、新設S字部分の維持管理についてですが、同じように、歩道除雪、排雪回数は普通の幹線のものに当然なるとは思いますけれども、確認いたします。そして、維持管理に要する費用見込み、これは幹線に格上げされることによる見込みということで伺います。

次に、区画整理されてでき上がる道路及び土地ですが、これの用途地域について、今回の日本共産党代表質問の再質問に対する部長答弁でこのように言われているのです。また、現在市内の土地につきましては、企業進出が望める準工業地域や工業地域における更地が少なくなっている現状です。この区画整理事業地域の大部分が工業地域であり、さらには3,000平米までの商業施設が立地可能な商業業務誘導地区第4種に指定されており、事業実施により環状線に接する新たな工業地区が形成され、高度な土地利用が形成されると期待すると答弁されました。そこで、9.5ヘクタールのうち、幸町コミセンの敷地より自衛隊側、これが幸町コミセンですから、この線から1丁目通り側は第1種住居地域、そして自衛隊側は工業地域と確認していいか伺います。

次に、工業地域は、主に工業の利便性の増進を図る地域とされています。そこ

で、1点目として、学校、ホテル、病院は建てられないと思うが、確認します。また、2点目として、以下のものについて建てられるかどうか確認いたします。戸建住宅、アパート、高齢者介護福祉施設、食料品店、以上について伺います。次に、市長は、低・未利用地の集約、整理化を行うことで、土地利用における民間開発が将来にわたって誘導されることを目指して区画整理を進めるとして事業を進めています。しかし、今、建築需要が高いのは戸建住宅、アパート、福祉関係施設です。あえて工業地域、この用途地域を8ヘクタール近くふやす意味というのは、実態としてはないと思うのです。お考えを伺います。今の質疑と内容がかぶるのですが、部長はさらに、先ほど言ったように、更地が少なくなっている現状ですと述べたのですが、果たしてそうなのかと。工業地域、準工業地域を見ると、流通団地を初め、更地が少なくなっているどころか、北炭機械跡地はほとんど残っています。中島町の線路より河川敷側のタマネギ農家があるところは、かなりタマネギをやめているのです。だから、いつでも工場が立地できるので、流通団地もまだ全然あいている感じを僕はしているのですけれども、さらにこの20年間、新たな工場進出がないのです。そういう状態で、工業地域の更地が減っているなんていう認識は、私は実態を正しく把握した認識ではないと思うのですけれども、お考えを伺います。

岡崎係長

初めに、今年度の工事の概要についてご説明申し上げます。

まず、西二号の道路工事ですけれども、整備箇所につきましては、自衛隊正門前の西二号通りと2丁目の交差点から南へ310メートルの区間となります。幅員につきましては18メートルで、車道10メートル、両歩道で4メートルずつ、計18メートルとなります。整地工事につきましては、面積0.4ヘクタールの整備として伐木、伐根等を行う予定としております。

次に、工事請負費の関係ですけれども、改良工事の幅員、歩道等幅を変えない部分はどのくらいかということで、既存の道路は片歩道の幅員11メートルと14.5メートルのところがありますけれども、今回は18メートルに達していないということで、直線区間全体を改良することといたします。

次に、直線部の改良工事を自衛隊前からする理由について、Rにかかる手前からでよいのではないかというご質疑ですけれども、都市計画道路の西二号通りは国道451号から3丁目通りまでの区間でありまして、現在国道451号から1丁目までと2丁目通りから3丁目までが18メートルで整備済みとなっております。今回は1丁目通りから2丁目通りの間の未整備区間を直線部を含めて整備を行います。

次に、平成28年、29年、30年度の工事のスケジュール予定ですけれども、工事につきましては、28年度、西二号通りの直線部と整地工事、29年度、西二号通りの曲線部と整地工事の2年間を予定しております。

続きまして、土地区画整理事業の費用につきましては、記載のとおり、このパーセンテージで間違いありません。また、保留地に関しましては、現在仮換地指定の換地設計を行いまして、ようやく保留地の位置と面積が決まりました。保留地につきまして具体的な土地の利用の方法も検討できる段階になったのかなと考えております。今後、この保留地売却に関して積極的にPRしていくことによって、何らかの形で新たな事業展開とともに土地利用も図られて、売れるものと思っておりますので、普通財産になる可能性はないと考えております。

次に、関連する諸課題につきましてですが、北電柱とNTT柱につきましては土地利用が決まった段階で設置されることとなりますので、今段階ではいつまでに立つというのは明確には言えません。信号機以外のS字の部分の全長につきましては452メートルで、交通安全上必要な交差点部の道路照明は設置しますが、S字区間の街路灯は設置する予定はありません。

次に、維持管理の関係ですけれども、幹線でなくなることから、維持管理については見直しの必要があると考えますが、1丁目側に残る道路、当該道路沿線には現在コミュニティセンターがあることから、当面はこれまで同様の維持管理を行いながら検討を図る必要があると考えております。

次に、新設S字部分の維持管理についてですけれども、完成後の建物の張りつき状況や交通量にもよって維持管理方法を検討する必要がありますが、既に完成済みである前後の西二号通りと同様に、幹線としての維持管理を行う予定です。維持管理に関する費用の見込みですけれども、除雪に係る部分は一括契約のため、この部分だけの費用算出は難しいのですけれども、排雪費用で概算費用を想定しますと、年間100万円程度の費用を要する見込みとしております。

次に、区画整理される土地の用途地域に関連して、コミセンより自衛隊側は工業地域、それ以外の1丁目通り側については、約14.7パーセントが第1種住居地域としております。また、工業地域に建てられるものということですが、ご質疑のとおりで間違いありません。

次に、土地利用の関係ですけれども、工業地域に建てようとはしないのではないかとご質疑ですけれども、工業地域、さまざまな土地利用が図られる用途地域になっておりますので、区画整理事業によってさらに利用しやすくなるものと考えておりますので、建物は建てられると考えております。また、工業地域等の更地が少なくなっているのではないかとご質疑ですけれども、流通団地ですとか滝川中央工業団地においても94パーセント以上埋まっておりまして、あと西二号通りの泉町で行います区画整理についても、利便性のよい、こういった場所というのは、企業が進出する土地は少なくなっているところと認識しているところでございます。

大平部長

先ほど下水道事業との絡みといったことで、一般会計の導入もあり得るのではないかとご質疑のようなお話でございましたが、基本的に下水道の認可区域というのは下水道で行うのがルールとなっておりますので、事業会計からすれば、一般会計から繰り入れていただければありがたいのはありがたいですけれども、ルール上そういう形にはなっておりません。

清 水

まず、今の説明も非常に、普通の改良事業ではないのです。街区というのですか、都市計画、つまり広い道路をつくるという、今狭いところを広くするという工事ではないですか。10メートルを18メートルにするわけで、幅員8メートルを310メートルの間確保するというのがイメージできないのです。まず、自衛隊側、その反対側、要するに用地を購入するだけでいいのか、住居等の移動は必要なのかについて伺います。

それと、結局、3丁目の一時停止まで行くと、3丁目通りはそんなに広くないでしょう。道道に昇格してから広くしようとしているわけだから。それをまず確認したいと思います。これで立派な環状線ができるような言い方をするので、そうではないでしょうと。まだ踏切は残っているし、狭い、すれ違いも大変な3丁目通りが残っているのだという感覚が私はありますので、そこを伺いたい

と思います。

保留地は売れるでしょうと言われました。これも説明をきちんとすべきだと思います。保留地は、処分金は8パーセントになっているのだけれども、何平米で、どの場所に、単価としてどれぐらいで売れないとこの処分金にならないのか、具体的にお伺いします。

それと、北電柱、NTT柱が立たないって一体どういうことなのですか。理解してほしいのです。これがなかったら街路灯のつけようがないのです。450メートルの間街路灯がなかったら、とてもではないけれども、歩いてそこへ行けません。信号のところを一回渡ったら、L字に曲がって今の西二号通り、明るいところへ来ます。何も真っ暗なところ、452メートルといったら何かあったら大変です。そういうことをきちんとやるのが土地区画整理事業ではないですか。それは私たちの責任ではありません、この事業の責任ではありませんということでは市民の安全・安心は守れません。それについて、街路灯がなくても安全・安心なのだということなのか、それとも安全・安心に向けて引き続き、30年度開通までに絶対に、せめてNTT柱だけでも立てると。北電が立ててくれればもちろんいいのですが、金額でいったらNTT柱のほうが安そうですから。ここに事業所が建つのかと言われたら、絶対建つという保証をすればいいのです。そこまでやるのが土地区画整理ではないでしょうか。

それで、最後の用途地域なのですが、おっしゃるとおりと言われても、恐らく答弁が違うと思うのです。建てることのできるのか、私はわからないものだから聞いたのです。戸建住宅やアパートは恐らく建てられると思うのです。ただ、高齢者介護福祉施設は建てられないと思うのです。食料品店舗は建てられるだろうと思うのです。もう一度確認をしたいと思います。

部長の認識については、工業団地が91パーセントになってきていると言われましたけれども、工業地域、準工業地域は、先ほど言ったように、広々としたところがあるのです。北炭跡地だけでも十分、20ヘクタールぐらいあるのではないですか。ああいうところに対して全くコメントがないのです。そういうところがあるけれども、工業には使えないのだと、あるいは中島町の裏もこういう理由なのだとか、そういうことをきちんと答弁していただかないと困ります。再度答弁をお願いします。

岡崎係長

まず、拡幅用地の関係ですけれども、拡幅分の用地に関しましては、今回区画整理事業という手法を行いますので、土地減歩によって地権者の方から土地をいただいて拡幅用地を確保いたします。住居の移動等、補償等は一切ございません。

続きまして、保留地ですけれども、約6,700平方メートルの保留地を設定することとしております。金額につきましては1平方メートル当たり5,000円ほどになるかと思います。3丁目通りの幅員なのですが、大体の場所は、カーブ区間に沿ったところで、カーブ区間に入ったところなのですが、その東側の1丁目通りより若干北側といえますか、1丁目通りに沿って建てられている住宅の北側です。3丁目通りの現況幅員は約14メートルとなっております。

最初の質疑で答弁が漏れた関係ですが、用途の関係で建てられるものですが、戸建住宅、アパート、高齢者福祉施設、食料品店舗、全て建てられることになっております。

大平部長

まず、電柱のことでございますが、当然経済活動もありますので、はっきりし

ないとなかなか、北電さんについてもNTTさんについても、きっちり立てる、立てないという判断はつかないのかなと思っておりますが、道路新設というか、新しく道路ができたときに全て街路灯があるかと言われると、一概に100パーセントあるというわけではないと思っております。例えば12号のバイパスがありますけれども、あそこに防犯灯があるかと言われると、ないと言わざるを得ないというところもありますし、あるにこしたことはないので、我々としてもそういう事業が見込めるといったところで、今後とも北電、NTTとはお話をしていきたいと思っておりますが、ついた後に町内会ができて、やっと街路灯ということになりますので、その間は少し暗い状況が続くかもしれません。

あと、工業地区、準工業地区のことでございますが、環状線、街路に面した、いわゆる立地が見込めるというか、いい立地の場所については、先ほど申したとおり、流通団地あるいは中央工業団地も大部分が売れております。確かにおっしゃられるとおり、中島町の奥の部分ですとか3丁目の北のほうに幾分工業地区も残っておりますけれども、道路の関係からいきますと、なかなか大きな企業が立地するというのは、残念ながら希望は少ないのかなと思っております。このたび街路に面した中央工業団地、地区ができますので、そういった部分では企業の立地も望めると思っているところでございます。

清水 部長にお聞きするのはこれで最後にしたいと思います。それでわからなければ、質疑の留保をせざるを得ません。

20年間、小さい企業は別として、こういう広さを必要とするような企業、工場進出がない状態。また、今のいろんな情勢を見ても、こういった規模の工場をこの地域に呼び込める可能性というのは、少なくとも10年はないと思います。社会福祉施設だとか、あるいは学校だとか、そういったものは一部可能性はあるのかなと思います。しかし、一方で、公共施設は10年間で集中的に削減するのだと。解体すれば幾らでも用地は出てくるのです。そういった学校や福祉施設なんかの跡地は。しかし、9ヘクタールもあるようなところを必要とする、1ヘクタールとは言わないけれども、5,000平方メートルぐらいを必要とするような工場が来るような工業地域を土地区画整理で整備するのだということは、その目的を達成することより優先すべきは、誘致可能な企業に対する支援で、小さくても、あいているいろんな土地に入ってもらおうということのほうが、私は一般財源の使い方として最適だと。確かに、都市計画どおりの幅員にできないとか、8メートルぐらい狭いとか、あるいはクランクになるとか、そういった不十分点はあるかもしれませんが、今、こういう工業地域の区画整理というのは、私はすべきではないと、中止すべきと考えますが、お伺いします。

委員長 清水委員、企業誘致がなされるのかどうなのかという議論というのは付随した議論でありまして、そのことに対して建設部長が具体的に答弁ができると私は思っておりませんので、それに対して直接的な答えは別な機会に譲っていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

大平部長 そもそも論でいきますと、何回も説明しておりますけれども、西二号の街路をつくるために、つくる手法として土地区画整理事業を行うといった説明をしてきております。要するに、あの土地で西二号の街路をつくるとすれば、用地を買収してつくるのです。あの辺の土地は所有的に複雑な土地でありまして、買収する見込みは非常に難しい土地ばかりです。そうしますと街路ができないということになりますので、そういった土地を、区画整理という手法をもって、

西二号街路の用地を地権者から出していただくという手法で行ったものです。そもそも企業誘致を目的として行った事業ではありません。そこで一定程度の公共投資をすることになりますので、それによって土地の価値が上がり、今ほとんどの土地は道路に隣接していませんから、西二号の街路ができることによって全ての土地が街路に面する土地になって、需要が高まり、そういったことで地権者の方々がその土地の高度な利用を考えていただけているので、高度な土地の利用が図られるだろうと期待するという答弁をずっと繰り返しているところでございます。

清 水

それでは、留保する質疑を述べたいと思います。ただいまの部長のご答弁で、この手法をもってしなければ買収、整備ができない。困難だと。また、それによって用地のいろんな価値が上がって、発展できる条件ができると述べられました。時期によっては、私もそれはそういうことなのだろうなと思います。しかし、今の時期は、工業地域としてあえてここに整備をする必要性はない。また、戸建住宅、アパート、福祉施設、学校、店舗等であれば、この場所でもなくても幾らでもあるのです。どんどん家がなくなって、施設がなくなっているわけですから。また、土地の価格を上げるという必要性も、これで上がるのなら苦労しませんけれども、今のこの状況の中で、これをやって上がるとしたら1円とか2円でしょう。そういう話は別として、そういうことは今行うべきではない。よって事業は中止すべきと思いますが、お考えを伺うということで留保します。

委員 長

休憩します。

休 憩 11:40

再 開 11:43

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、質疑の留保は清水委員の1件と確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長

それでは、質疑の留保は清水委員の1件と確認します。
以上をもちまして議案第6号の質疑を終結いたします。
この後の日程は公営住宅事業特別会計であります。午後の日程とし、休憩いたします。再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休 憩 11:45

再 開 12:59

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

委員 長

議案第3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計予算について説明を求めます。

高瀬部次長

(議案第3号を説明する。)

伊藤主幹

(議案第3号の詳細を説明する。)

委員 長

説明が終わりました。

清 水

これより関連議案第29号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。
公営住宅建設費の247ページ、ここで給排水管改修というのが予算化されており

ますが、どの程度さびや詰まり、汚れ、堆積が進んでいるのか、排水、給水に影響がかなり大きいのか伺います。また、一の坂団地の4-2号棟は給水管単独の工事ですが、排水管と別に行う理由は何か、管工事を同時に行うメリットはないのかについて伺います。

次は、給水直圧化実施理由ですが、ストック総合活用計画に載せられていることなので、今どうのこうのということではありませんけれども、必要性、またこれによってどれぐらいコストダウンが図れるのか、電気代やメンテ代の軽減について伺います。

次に、244ページ、住宅管理費ですが、修繕料6,020万円について、件数、できれば、私の聞きたいことは戸数なのですけれども、なければ件数でも結構です。次に、退去時修繕と入居している状態での修繕の比率、また、修繕内容の特徴、金額で多い項目を3つ挙げてください。それと、結露による変色、木部の腐れ、床のたわみ、畳の腐れなどが明らかな場合は、入居している人に関してですけれども、どの程度交換しているか伺います。

次に、同じ修繕料で、発注契約方式について伺います。まず、見積もり、入札に参加している業者数、職種別にお伺いいたします。設計単価は道単価を使っているのか、建設人件費の増額は反映されているか、また、積算価格に対する発注価格の平均の率を伺います。

その3ですが、入居時修繕は、入居者から相談、情報があつた都度行っており、一斉調査の考えはないと代表質問では答弁をされました。入居者に対して、経年劣化で木部、畳などの損傷が激しいときは相談してくださいということを知するチラシを配布したり、あるいは一斉調査ではないとしても、アンケートを実施するというお考えについて伺います。

次に、工事請負費2,587万3,000円につきましては、ただいま主な項目について説明がされました。そこで、江南団地に絞ってお聞きしたいと思うのですが、窓の単層ガラスを複層に取りかえる交換が行われておりますが、木枠についてはされているが、サッシの単層についてはしてくれるのかという相談があつたのですけれども、今年度やらないにしても、今後予定をしているかどうかお伺いいたします。

次に、3階建て以上の雪おろし、つらら落としの予算と実施基準、2階、1階建ては入居者責任だが、高齢化と低所得者の占める割合が非常に高いということで、できないのが実態ではないのかと。大家として特に2階、1階については何らかの配慮をすべき時期に来ているのではないかと思います、お考えを伺います。

次は、報酬、嘱託3人の業務について伺います。議案第29号ですが、まず第2条の17第2項、維持管理という言葉がありますが、委員会資料で維持管理について指定管理者と建築住宅課が直接するという整理がされた表が渡されておりますが、それに沿ってお聞きをしたいと思います。

まず、維持管理とされる施設の管理点検の内容ですが、いわゆる点検業務というのはいろいろあると思うのですが、次期、31年度以降の長寿命化計画を策定するための点検というものもこれに含んでいるのか、簡易耐火低層住宅の毎年の点検を含んでいるのか、入居者の相談、情報対応による点検を含んでいるのか、退去時点検を含んでいるのか。

次に、休日、夜間対応というのは、直通電話を設けての対応か、それとも、こ

ういう対応を想定しているということでお伺いします。

次に、各種申請書、届け出等の記載指導、回収、受理とされておりますが、どのような書類を想定されているのか。

次に、エレベーターや受水槽、照明などの点検管理の再委託も業務の範囲になるのか。第2号で前号に掲げるもののほか市長が特に定める業務ということが明記されておりますが、この業務には、まず、範囲があるのか、家賃額の決定、電算システム業務、所得申請書等の確認、収納、管理、未収金の徴収もここに含まれる可能性があるのか、また、募集、要望、相談、苦情対応、各種申請書、届け出等の記載指導、回収などを行うというが、建築住宅課の窓口には日常的にかなりの数の市民が来て、いろいろと申請や相談をされております。このかわりを指定管理者が担うということになると、事務所が便利のいいところにある、しかも便利だという点でいうと、市庁舎に隣接するような場所、また一定の広さ、トイレ、駐車場は当然あるというような事務所が必要になると考えるが、どのようなことを想定されているのか。

第3条については、公募に当たっては公示すると。公示という文言がよくわからないので、公に示すという行為がどのような行為なのか、いわゆる行政用語でいう、こういうことだというようなことで、単に周知するということと違う意味も含んでいるのではないのかということでお聞きをしています。

契約についてですが、28年度予算の修繕は6,002万円、委託料は2,495万3,000円、工事請負費は2,587万3,000円、合わせると約1億1,000万円になるわけですが、これらのほとんどが維持管理業務に入るのだらうと思います。こういう業務を全て指定管理者が行うと想定しているのか、それとも自社でやるものもあり、発注するものもあるということなのかをまずお伺いします。その上で、発注する場合、現行の落札価格が基準となると思うのです。例えばサッシを複層にするということをする、今、落札している価格が当然受注する会社にとっては基準となるわけです。ところが、指定管理になったら、受注価格が数パーセント低くなったとか、あるいは特定の企業にしか発注しなくなったということになってはならないと考えるが、お考えを伺います。また、当然そうなのはならないという、そういう答弁が出ると思いますので、そうならないためにどのようなことを考えているのか。

委員長

三吉課長補佐

説明を求めます。

まず、給排水管改修工事の実態についてお答えいたします。建設当時の給水管と排水管は鋼管が主流でありまして、鋼製であるため、経年の使用により内部にさびが発生しております。排水管につきましては鋼管であることから、管内に流し台、洗濯機、風呂場から出る雑排水の汚れが付着し、鋼管の断面積が3分の1から2分の1程度に減少し、流れが悪くなります。給水管におきましては、接続部からの腐食により漏水の発生が危惧されます。

一の坂団地4-2号棟の工事ですが、平成17年に建設した江陵団地以前の3階建て以上の公営住宅は、受水槽により各住戸に上水を供給しておりまして、滝の川団地と一の坂団地については、1つの受水槽から複数の棟に供給する方式を採用しております。過去にこのように複数棟に供給している受水槽で配管トラブルがあったことから、複数棟に供給する方式を採用していた団地から優先的に給水直圧化工事を行っております。

平成28年度に予算計上しております一の坂団地4-2号棟は、4-3号棟と受

水槽を共有しております、平成27年度に4-3号棟の給水直圧化を行ったことから、引き続き平成28年度は4-2号棟の給水直圧化を行います。また、一方で、住戸内の給排水管改修工事は、建設年度が古く、今までの配管改修履歴から、配管の老朽が著しい団地を優先的に行っております。滝の川団地を先行させ、平成28年度に予算計上しております16-2号棟、16-3号棟を行うことで全ての棟が完了し、平成29年度以降、一の坂団地の改修を順次行う計画となっております。住戸内給排水改修工事と給水直圧化を同時に行うメリットは、工事規模によりコスト縮減が考えられますが、給水管の直圧化と住戸内の給排水管の改修優先順位が異なります。また、工事に伴う入居者への影響が少ないことから、直圧化と給排水管の改修工事は分けて計画しているところです。次に、給水直圧化の実施理由についてのご質疑です。受水槽方式から直圧化することは、水道本管から直接給水することにより、より衛生的で経済的な給水供給が可能になります。直圧化により給水ポンプを必要としないため、入居者が負担する共用電気代が1カ月当たり1万円程度の削減が見込まれます。また、市の維持管理費用としましては、年1回の受水槽清掃及び点検が4万3,000円の削減となります。また、20年ごとに更新する給水ポンプ等の取りかえ費用として約490万円の削減が見込まれているところであります。

鎌塚係長

住宅管理の関係につきまして清水委員のご質疑に答弁させていただきたいと思っております。

まず、修繕料の関係ですが、修繕料6,002万円の予算計上ですが、このうち2万円につきましては備品修繕料ということで、実際の維持管理に係る修繕料としましては6,000万円の予算計上としてお伝えしておきたいのと、28年度の6,000万円、施設等の修繕料として計上した考え方について冒頭報告をさせていただきたいと思っておりますが、予算計上の考え方につきましては、過去3年間の修繕料の平均と、また昨今多くなってきております空き家の修繕、これも多く修繕料がかかってきているものですから、そういったものも含めて計上している部分でございますので、一般修繕、また空き家修繕、そういったものを区分して積算しているものではございませんし、一戸一戸を積み上げて最終的に6,000万円という形ではございませんので、そういった過去の平均、また今ある、必要と思われるものを足して6,000万円ということで、現在管理している戸数1,822戸総体の維持管理費の修繕として計上しているということを冒頭ご説明させていただきたいと思っております。

ご質疑にありました、戸数ということではなかなかご説明できないのですが、現状、27年度はまだ現在進んでいる状況にありますので、26年度の決算ベースということで答えさせていただきたいと思っておりますが、26年度の修繕の状況としましては、件数及び割合については、一般修繕の件数としましては1,152件、全体の67.8パーセントを占めております。また、入退居、いわゆる空き家修繕、こちらについては547件実施しております32.2パーセント、26年度においては1,699件を対応していた経過がございます。

修繕の内容、特徴ということで、金額的に多い項目はどういったものがあるのかというご質疑だったかと思っております。多い項目としましては、内壁、天井修繕が一番多くあります。その他は、給排水設備修繕、また床の修繕、こういったものが多い項目として修繕しているところでございます。

現年度、27年度につきましては、年度途中でもございますので、また改めて決

算の場で具体的な整理したものを回答させていただきたいと思いますが、一般修繕、入退居修繕の割合については26年度と同様に、大体空き家修繕に係る割合は3割前後というような形で推移しているということでございます。

次に、結露による変色等々についてのご質疑でした。結露や要因に特化した修繕データの管理は行っておりませんが、入居者より情報をいただき、都度ご報告させていただいておりますけれども、その都度現地状況を確認して、生活に影響を及ぼす状況の改善対策を効率的に進めている状況でございますし、今後についても入居者との連携を密にそういう対応を進めていきたいと考えております。

修繕料の発注、契約方式についてというご質疑でした。ご質疑の内容につきましては、大規模修繕、いわゆる計画修繕ですとか建てかえ事業、そういった工事であれば、工事発注においてさまざまな内容がございます。ただ、ご質疑の公営住宅の修繕としましては特段、単価設定ですとか入札行為、こういったものを実施しているものではございません。

見積もりですとか入札参加ということでございましたが、修繕については、通常少額の修繕発注ということになりますので、そういった入札という状況にはなりません。それぞれの専門の職種別の業者に発注書ということで伝票発注を行って、修繕を行っていただいております。ただ、修繕の費用が10万円以上になるものに関しては、財務規則を踏まえまして、見積もり合わせを実施して修繕契約、請書という形になりますが、請書を締結して、修繕を実施している状況でございます。

業者数、種別等のご質疑もありましたので、26年度の状況を踏まえて報告させていただければ、設備については12社、塗装については2社、板金についても2社、建築一般の業者でいえば8社、電気の業者でいえば4社、左官業で1社、内装の業者で1社、建具で4社、あと造園土木で2社ということで、その他として清掃関係もありますので、今、回答させてもらいました区分にはまらないもので、3社でございます。

設計単価についてのご質疑でしたが、修繕に対する設計単価は設定をしていないということで、回答させていただいたとおりです。建設の人件費の反映ということで、基本的には反映されているものと認識はしております。積算価格に対する発注価格の平均率のご質疑もあったかと思いますが、見積もり合わせを実施して対応した修繕について確認したところ、予定価格に対する実際の価格については94.7パーセントというような実績経過がございます。

入居時の修繕です。入居者から相談、情報のあった都度、アンケート、チラシの周知だとか、そういったご質疑についてですが、入居中における修繕、一般修繕ということで説明させてもらっていますが、入居者からその都度、情報をいただきまして、その都度、現地の状況を確認して対応しております。損傷の状況につきましては個別の状況で全く異なりますので、随時状況を確認して、その状況に対応し得る修繕を進めている状況でございます。

修繕につきましては、各入居者に配布しています市営住宅入居のしおりということで、中に修繕の区分ですとか分担、また保管義務についても記載しておりますし、修繕が必要になった場合については、連絡のこともそのしおりで周知しておりますし、入居する際にも窓口でご説明しておりますので、改めて何かアンケートをとるだとか、そういった全体周知を行うという予定はございません。

ん。引き続き入居者からその都度の連絡、情報をいただきながら、個別対応を進めていきたいと考えております。

工事請負費の関係で、江南団地に絞ってということで、サッシの関係の今後の確認ということだったかと思えます。計画修繕で今後江南団地のサッシを計画していくことは、今現在は想定しておりません。この間進めてきたサッシ修繕で現在は一応終了しているという状況にあります。

次に、雪おろし、雪庇落としの関係のご質疑ですが、まず3階建て以上の雪おろし、雪庇の関係のご質疑ですが、中耐高層団地における雪庇おろしの予算につきましては、28年度予算でいいますと、201万6,000円を手数料として計上しています。また、明確な降雪、積雪量など、そういった基準はございませんが、雪庇について、特に換気口がふさがらないよう、また雪庇、落雪が通路に影響を与えないようパトロール等によって目視点検を実施している状況でございます。また、入居者ですとか自治会、また修繕で団地巡回、訪問の都度そういったことも含めて目視点検をして、対応しているというのが現状でございます。平家、2階建ての入居者の関係の対応ですけれども、ご存じのとおり、平家等については、入居者の責任で玄関前、通路、また屋根、ひさしの雪庇落としをしていただいて、管理をお願いしているというところがございます。なかなか高齢で、ご自身でできないという事例もございますが、その場合、福祉除雪を利用したり、身内や知友人に頼む、また頼めない場合は業者に発注している方、そういったことで各自対応していただいておりますので、入居の際にもその旨はお伝えして、確認して入居の判断をいただいているという現状もございますので、個別に市が何か対応するということはまた平等的なところも異なりますし、入居の段階の確認もさせていただいておりますので、基本的には入居者の管理のもと進めていただいていると。ただ、なかなか身体的に難しくなる、そういう平家ですとかそういうところに住み続けることが難しくなったといったような場合については、住みかえの要件もございますので、全てが全て要件にはまることではございませんが、その都度相談をいただいて対応しているというのが現状でございます。

次に、報酬の532万5,000円の業務ということのご質疑だったかと思えます。こちらにつきましては、嘱託職員3名分の報酬として計上しております。その3名の主な業務としましては、徴収業務、また直営における修繕業務、そして事務の補助ということで、それぞれ3名、業務に当たっていただいております。続きまして、議案第29号の関係になります。議案第29号の関係につきましては、指定管理者制度導入に当たっての条例の整備という中身でございます。冒頭お伝えしておきたいのが、指定管理者制度、この導入に当たって、この間さまざまな情報を得て、滝川市としての考え方を構築してきて、検討しているというところがございます。最終的には、さまざまな内容の確定につきましては、選定委員会での議論を経て確定するものということでございますので、現段階で回答させていただく部分は、想定している中身ということでご理解いただければと思います。

まず、経済建設常任委員会で配付させていただいた資料、その中での指定管理者が受ける、想定している分担の業務の関係についてのご質疑で、その中で施設の管理点検の内容ということでの確認でしたが、大きく4点ございました。まず1点、施設の管理について、次期の長寿命化計画の策定のためかという確

認のご質疑でしたが、あくまでも日常的な維持管理ということでございますので、長寿命化計画を策定するための管理点検という位置づけではございません。日常的なパトロールを主に想定している内容になっております。

また、ご質疑の4点についてもそういった施設の管理点検との関係性の確認ということで受けとめておりますが、簡易耐火低層住宅の毎年の点検ということで2点目にご質疑をいただいております。毎年の点検との絡みになりますが、平家に限らず管理団地に全て、外観ですとか周辺、日常的な修繕で訪問する際もありますので、そういった日常的な業務の対応も含めて、外勤時においても訪問先における目視点検を行うというような管理点検という位置づけにしております。

3点目の入居者の相談、情報対応ということのご質疑ですが、こちらにおいても、今お伝えしましたとおり、日常的な対応の一つでございますので、そういった相談ですとか情報をいただく、そういう個別の対応の際にも、管理点検のパトロールもあわせて行うというような、そういう視点も持ちながら対応を進めていきたいと考えております。

4点目、退居時のことですが、管理点検として退居立ち会いということもございますので、その際の点検もあわせて実施するという形をとっております。

次に、休日、夜間対応、直接電話を設けての対応か、またはほかの対応を検討しているのかというご質疑でしたが、現在我々が管理している状況でいいますと、開庁時間以外の対応、いわゆる平日の時間外、また休日、そういった場面で、現在我々職員が当番制で全て対応しているという状況がございます。中身については、修繕に対する対応が主な内容という形になっております。現状と同様に入居者からの修繕対応を行うことを前提に想定しておりますので、直通電話のあり方については指定管理者側の判断になりますが、市から特に、こういうものを設定してくれだとか、そういった限定した指定を行う考えはございません。ただ、同様の対応を行うことを想定した設定をさせていただき予定でございます。

次に、各種申請、届け出等の記載指導、回収、受理、こういった書類があるのかというご質疑だったかと思えます。各種申請書としてさまざまな様式がございますが、主に団地利用者の方が一番使うのかなという主なものとしましては、入居の申込書、退居届、収入申告書、この3つが一番多く使われる申請書なのかと思っております。

次に、エレベーター、受水槽、照明などの点検の再委託も業務の範囲になるのかということですが、照明については特段ないので、点検管理における委託につきましてはエレベーターですとか受水槽というものがありますが、指定管理者の業務範囲として想定している部分がありますが、指定管理者側で点検管理が直接困難な場合は、現状、今我々が管理しているのと同様に、委託として点検管理を行うという形になります。指定管理者と委託契約を市がする状況ではございませんので、再委託という位置づけではないのかと考えております。指定管理者側での委託という形で、表現的なものになるかもしれませんが、再委託ということではなく、指定管理者側の委託というような位置づけで捉えております。

次に、第2条の17第2項第2号の関係で、前号に掲げるもののほか市長が特に定める業務といったところのご質疑ですが、まず範囲についてですが、市長が

特に認める業務の範囲、業務の内容の基本的な部分につきましては前段の第1号ということで、具体的な項目については、業務仕様書で基本的な内容を整理するものと。これは今後の設定になりますが、業務仕様書で細かく設定することとなります。現段階で想定される内容については、全て業務仕様書、こちらのほうで整理されるものと考えておりますので、現状において特に認める業務としての範囲は想定しておりません。ただし、想定以外の事案が発生した場合において対応を可能とするため、第2号として規定をしているという状況でございます。

次に、家賃額の決定、電算システム業務、システムの入力という位置づけかと思いますが、家賃の決定、あと電算システム入力、こちらにつきましては、市の業務として継続するものと考えております。

所得申請書、収入申告の関係だと思いますが、書類の回収、あと不備の確認ですとか記載指導、こういったものについては指定管理者側で行うこととなりますけれども、審査、今ほどお話ししましたとおり、入力ですとか決定、調定ですとか、あと納付書発行、そういったものは市の業務として、これまで同様継続していくと考えております。

未収金の徴収含めた収納管理のことについてもご質問ありましたが、こちらについては別途、収納業務の委託契約を締結して行うという形になりますので、ストレートに指定管理者業務ということには含まれないということでご理解いただければと思います。

募集、要望、相談、苦情対応の関係ですが、指定管理者の事務所の関係になりますが、基本的に現状でも、日常的な所管で対応している窓口においても大体1日平均四、五名、主に多い対応は、電話対応が一番多いのかなという現状であります。ただ、収入申告、そういった1年の中で一番多い繁忙期的な部分であれば書類の提出等がございますので、1日当たり10名、20名という形でふえる場合もございますが、日常的にはそれほど人数が立て込むというような状況はございません。

事務所の設置の考え方ですが、当然、市内に事務所を設定すること、こちらについては基本だと我々も考えておりますけれども、具体的な事務所の設置ですとか管理につきましては選定委員会で協議させていただきまして、最終的には業務仕様書に基本的な考え方は記載、整理することとしております。そのあり方ですとかそういった中身につきましては、参加団体、企業がどういう提案をしてくるか、そういったものを見て選定委員会の中で協議、審査させていただきたいと考えております。

第3条の関係になりますが、公募に当たって公示といった文言の確認もございました。第3条第2項で規定している公示するということは、第2項の前に第1項で周知方法について規定しておりまして、その規定について、公募に必要な事項を掲載するといった意味で、広く周知するといった意味の公示ということでご理解いただければと思っております。

契約関係につきましては、修繕、委託工事費、それぞれ28年度の子算の額でご質問がございましたが、あくまでもこれは28年度の子算計上としての考え方なので、指定管理者に移行するといったような場合については改めて細かい積算ということになりますので、ダイレクトにこの額という形にはなりません。修繕、委託工事について、指定管理者が全てみずから行うのか、また発注で行う

のかという質疑だったかと思いますが、指定管理者がみずから管理できるものは当然、直営修繕、また直接管理という形でなるかと思いますが、当然、対応できない修繕、また管理については、修繕発注ですとか委託契約を行って管理することとなります。これは、今現在も市で管理しているあり方と同じだと考えております。工事請負費に係る項目につきましては、全て今後も市で対応するものと考えております。

最後に、発注する場合の落札価格と特定の企業ですとか、そういった懸念されているようなご質疑について、そのようなことがないようにということで、当然我々としてもそのように考えておりますし、そのようにならないためにモニタリングという制度もございまして、モニタリングを実施することによって、毎月の業務報告、年次の事業報告、そういった中で、今ほどご説明させていただきましたが、毎月、月次報告として修繕報告書ということも提出させる予定で、一応モニタリングの項目として想定しておりますので、その報告書の中身を確認して、適正にされているのかといったような確認もできるものと考えております。

清 水

まず、住宅管理費の中で、チラシやアンケートの考えはということに対する答弁で、入居者のしおりで区分も示し、周知もしていると。改めてということは必要ないと言われましたけれども、つい先日、建築住宅課へ行って、それを見せてもらったのです。そうしたら本当に事務的なことしか書いていなくて、とても入居者に対して、こういった状態になっていませんかみたいな、そういうときは放っておいたら床が落ちてしまうので早目に言ってくださいだとか、具体的に入居者の方が市に相談すれば何とかなるのだとか、相談しなければならないのだとか、報告しなければならないのだというような入居者のしおりではないのです。そういう点でどうなのかということでお聞きします。一応確認なのですけれども、江南団地のサッシ取りかえが終了したというのは、木部の窓枠が全部終了したということなのでしょう。

議案に入りますけれども、事務所については、選定委員会でどういう提案をしてくるかということをお聞きしましたよね。ご存じのように、今、道営住宅の指定管理は滝川ガスさんがやられていまして、公共交通機関は赤平線、芦別線しか使えなくて、車のない方は大変だと思います。ただ、それを聞いたら、いや、行けないと言ったら来てくれるのだということです。そういうのなら話もわかるのです。そういうのなら話もわかるのだけれども、それなしに市役所から離れるということは、私は想定しづらい。ついでに来るとかということも含めて、そういうのは選定委員会で、提案がなかったらそれまでの話ですから、ここは、いわゆる契約条件として最初からこちらが、市役所に隣接する場所など利便性の高いところと今から想定しておくべきだなと思いますが、お伺いします。

最後に、指定管理者からの発注なのですが、私は、市議団で行政視察、千歳市の指定管理を見てまいりました。26年度から実施、2年目なのです。私もなるほどと納得してきたのですが、この点について千歳市は、指定管理者が発注するものは全部、登録業者として指定してもらって、そして千歳市の定める単価で予定価格ということにして、それに基づいて発注している。だから、市が直営で発注していたときと指定管理者が発注する場合、落札価格は変わらないはずですということをお聞きしていました。今のご答弁はそういうことではなくて、

鎌塚係長

私は低くなったら困るよね、偏ったら困るよねという質疑をしたのです。具体的に偏らない、低くならないための、システム的にそこをきちんとしないと、そういうふうになってしまうと思うのです。その点で、私は、もしやるのであれば、千歳市方式と言えらると思うのですけれども、そういったことをやるべきだと思いますが、お伺いします。

ただいまの再質疑にお答えいたします。

まず、1点目は、修繕における周知、PR、そういった要望を取りまとめる方式ということで、もっとその辺の対応を進めてはどうかという、ご質疑かなと思いますが、現状においてもかなりの修繕依頼の電話が来ている中で、なかなかそこに特化して調査、点検、そこに費やすというような、そういう実態も含めて困難な状況にあるのは事実としてございます。

確かにしおりは、そういう呼びかけのつくりという形ではないかもしれませんが。こういうものは入居者の責任で管理してください、こういうものに関しては市で修繕します、大きな分類と、その都度何かあれば市に連絡いただきたい。本当にしおりですから、事務的なつくりには、確かにおっしゃるとおり、なっております。

現在もそうですが、その都度さまざまな、本当に細かい事象が発生しております。日々発生して、嘱託職員も採用して日常的に対応している中で、調査、点検だけに特化して、そこに費やすというのは、正直難しいところがございます。お使いになっている入居者ご自身の管理責任も含めて、我々が提供している管理責任も含めて、その辺の連絡を密にした中で情報をしっかりいただきながら、こちらとしても伺って対応していきたいと考えておりますので、改めてそういった点検や周知を新たに特化して何かを進めるといったような考えは現状持っておりません。引き続きその対応についてしっかりと効率よくさらに進めていくことを考えて進めていきたいと考えております。

事務所のあり方ですけれども、選定委員会で議論して、提案を待つということではなく、最低限の設置ですとか管理については業務仕様書で整理して公募するということは想定しております。ただ、この場において、どういうものを市は求めているのかだとか、具体的にここで今の状況の考えを示すということは、あくまでもこれから公募して選考する状況がございますので、一方では競争原理もそこで持っていたきたいというのもありますし、各参加団体の提案、そういったものも含めて、こちらとしては市民サービスをどういうふうにするのか、そのような協議もしっかりと進めていきたいということもございますので、最低限の設定についてはしっかりと業務仕様書に基本的な考えは載せて、その上で参加団体と提案を確認し、その辺の選考基準も含めて議論を詰めていきたいと考えております。

千歳市の視察をされたということで、千歳市の状況を例に挙げていただきまして、発注のあり方ということでご質疑ありました。千歳市については、私のほうでも確認させていただきましたが、指定管理を導入する前からの取り扱いとして、修繕をされる業者の登録をさせるですとか、各修繕の細かい費用についても平均単価をとって作業を進めていると、このような千歳市の取り組みは、指定管理者制度を導入する前から、市として直営でも進めていると。なかなかこれは、滝川市の規模と管理戸数も含めて、千歳市が機能して、滝川市で同じものが機能するのかといったようなこともあろうかと思います。

現在私たちが考えているのは、千歳市は千歳市の参加のやり方でしっかりと管理ができるというのも一つ、手法としてはあるかもしれませんが、滝川市において1,822戸の管理戸数、また人口は、千歳市とは比較にならない数にはなりますが、その辺の滝川市における規模ということで考えれば、登録制だとか、平均値を割り出して、そこで単価を設定してしまうといったのはなかなか難しいのかなと考えていますし、私たちも過去、道営住宅、2期8年管理を進めてきた中においても、それは受けた管理側でしっかりと適正に発注、管理をするということも任されて進めている部分もございましたので、そういった意味では道の管理と同様な位置づけで市営についても進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

秋山係長

江南団地のサッシにつきましては、建設年度より古い住宅のときは、アルミサッシになっていなかった住戸が数軒ありました。実績につきましては、平成24年に23戸、平成25年に15戸改修をしてきました。その改修した部分というのは、居間の部分、庭のほうに出る1.8メートル幅の窓の木造であった窓枠をアルミサッシに取りかえたという経緯の改修工事であります。江南団地については、平成25年度の15戸を対応したというところで終了しているということになります。今の答弁は、事務所については、要するに仕様書の中には細かいことは書かないということだと思っております。市役所の近くだとか、隣接しているとかということでは書かないということだと思っております。千歳市は、市役所の真向かいです。ここでいったら、北口の玄関を出て、距離的にいったら、すぐ横断歩道ですから、本当に目の前です。そこにビルがあって、多少狭いのです。こんな狭いところでいいのですかと言ったら、従業員の休憩スペースとかは歩いて1分ぐらいのところの事務所を借りているというようなことをして、市民の利便性を図っていますと。

清 水

これは、ねばならないような契約条件だと思っておりますけれども、これが競争原理が働いた結果、例えば大町の外れになったとか、本町にまでずれたとか、こういうことでは指定管理をするという基本的な考え方が、私は違うのではないかなと思っただけけれども、競争原理が働いた結果、もしかしたらバス停でいえば1つぐらい違うようなところ、あるいはそれ以上遠くなくてもそれはそれで、そういうことを想定してやっているということかどうか伺います。

それと、契約の問題は非常に厳密な話だと思っております。千歳市は前からやっているからって、滝川市だってずっとやっているわけではないですか。単価については、10年、20年後は別として、3年、5年の指定管理の見直しぐらいは維持できるような単価設定はできると思っております。問題は、その単価に市が基づいてやるのとそうでないのとでは、何回も言っているように、指定管理者はそこでも利益を得ようとしています。当然。単なる市の代行業務だったら一円の利益にもならないのだから。そんなボランティアなんかしませんから。それが、落札率九十何パーセントでしたか、95パーセントなら5パーセント、それで足りるのかと云ったら、僕はそれでは全然足りないと思っております。

千歳市でも言っていたのは、あそこは全部指定管理者。家賃の決定についてはやるのだけれども、家賃の決定以外は全部です。この表でいう、いわゆる収納管理、未収金、電算機への打ち込み、収入証明書のチェック、キー入力して、そこから全部やっているのです。ただ、市はそれを調定するというので、市も同じように収入管理書をチェックして、電算機をチェックしてということ

やっていると。全て任せているということで、それでも1,000万円ぐらいの経費削減にしかかっていないということを言っていました。そういうことも見てきているので、何か適切ではないなと思います。いわゆる指定管理者が発注するだろう修繕や委託料、これについて千歳市のような方式をやる考えについて伺います。

高瀬部次長

千歳市タイプ、千歳市のやり方ということで、我々が認識している千歳市のやり方と清水委員の認識しているのとかなりギャップがあるのかなと思います。現実うちの職員も千歳に行って確認してきている中で、調定、金額の決定だけが市で、その他については全部任せていると、そういうふうに捉えられたのかもしれないけれども、我々が捉えているのはそういうものではなくて、ほぼ我々が今進めていこうとしている内容と同じことで、指定管理に関していえば、公営住宅に関していえば、ある程度法律的といいますか、国交省の中でどこまでできる、できないという部分が線引きされている中で、公権力に関する部分というのは、あくまでもこれは公共側でやるべきことだとうたっているわけで、その点に沿って我々は進めてきているわけでありまして、これは道営住宅も同様で、我々が過去8年間進めてきた線引きという部分に対しても同様な形でやってきているという部分がありますので、今の事務所というか、論点というのは、まず1つ目なのですけれども、事務所の関係ですけれども、我々としては今、千歳市の場合は結果としてすぐ隣の部分にできたと捉えています。

千歳市の公募要項についても、1キロ以内ということで公募に出して、事業者が手を挙げたときにはこれでやりますよということになってきたというふうに、すぐ隣にあるということになれば、結果的にそういう流れにあったのかなと思いますし、我々としては今この段階で、選定委員会もこれからやっていきますし、今想定しているのはこういう形で進めていきたいという話はさせてもらっていますけれども、指定管理に関しては、公募の段階でも、少しでもいろんな事業者に手を挙げていただきたいという思いがあります。まず第一義的に、指定管理に出すには入居者の利便性だとかいろんな部分を図っていきたい。我々が8年、指定管理をやってきて、その後民間の事業者が指定管理をやったら、その後のほうが非常に対処がよろしいという、ちょっと悔しい思いも確かにあるのです。けれども、入居者の方に対してどういうふうに利便性を求めていくかというのを第一義でやっている。

次には、事業者の雇用だとか経済的な部分、市場の活性化だとかそういう部分も求めていきたいということがありますので、今の段階で、事務所の部分も最初から狭めていくというのではなくて、多少広げた中で、その中で事業者の提案、先ほど言われたように、足というのですか、利便性が悪かったら迎えに行くという、それも一つのアイデアではないかなと思いますけれども、そこまで求めることはしたくないなと今は思っています。ですから、割とそこは少し門戸を広げるようにして、いろんな方に手を挙げていただきたいということがありますので、現時点において、そういう条件設定までは今の段階で縛っていかないでいこうと考えています。

ただ、選定会議の中で、ここはもうちょっと絞ったほうがいいのかとかいろんなことが出てくれば、それにのっとって決定していく形になりますけれども、現在我々は、先ほどから係長がいろいろ答弁させてもらっている部分にありましても、今までの経験則だとかそういう部分も含めて、標準的なコメ

ントも含めた中で言わせてもらっている部分もございますので、今清水委員が言われたことも参考にさせていただきながら、これからもうちょっと詰めていきたいという部分で、そのために1定の中で条例提案させてもらっていますし、通常であれば2定から4定で決定というパターンですけれども、1定で出させてもらった中で、事業者でも検討する時間帯を少しでもとってもらいたいなという思いもある中で、こういうスケジュールで来ているという状況でございます。

清 水

それでは、今の次長のご答弁を受けて、今回の指定管理の議案を出すのは、私は丸1年間早かったのではないかなと。というのは、指定管理で一番大事なことは、指定管理を受けたところがちゃんとその事業を運営できるだけの……

委員 長

清水委員、意見開陳は、討論のときにやってもらえませんか。

清 水

これから質疑に入るわけです。

委員 長

清水委員の質疑は、事務所の関係と契約の関係ですよ。それで出てきた答弁です。またもとに戻って持論展開してという話になるのですか。だから、意見になってしまうといけませんので私は注意しましたがけれども、できればそういうことについては討論でやってください。

清 水

今のところをもう一步絞った質疑をしようと考えています。

委員 長

絞るのだったらいいのですけれども、意見開陳は要りません。

清 水

わかりました。

つまり、発注の問題あります。発注の問題で、千歳市は、直営でやっていたときと指定管理をやったときと、受注業者の偏りだとか、あるいは受注価格が下がるということなくすために、千歳市の直営時代の方式をそのままやらせている。これでは全く代行者に、いわゆる経済的なメリットはないのです。けれども、それがなければ、こういった1億円を超すような、約1億円に近いような発注業務を含む指定管理というのは、そんなだったら指定管理にしないほうがいいのかなというぐらいのことなのです。そういう点で、この状態で4月以降この内容で詰めていかれるということだと、いわゆるこれまで仕事をしていただいていた業者の方々に不満が出るというか、そういう問題が起きるような今の想定ではないでしょうか。

高瀬部次長

千歳市は、直営時代から指定管理に移行して、目的は契約額、受注額が下がらないようにという思惑でやっていたと。我々においても同じです。我々の今の考えとしては、我々が直営でいろんな業者に発注したりしていますけれども、指定管理になったとしてもそれは変わらない。ですから、先ほど言ったように、モニタリングだとか報告を受けた中でチェックしていきたいと説明させていただいたのはそこであり、思いとしては同じですけれども、ただ手法は違うと。我々としては、今まで市営住宅の修繕だとかそういうものに頑張っていた業者に対して、指定管理になったからといって不利益をこうむるようなことを思っているものではございません。ですから、そこはモニタリングだとかそういうことをしながら、チェックをしながらこれから進めていきたいと考えているところでございます。

清 水

質疑の留保をします。

委員 長

どこを留保するのですか。質疑留保の理由が必要になります。

やっている目的は一緒です。要するに、清水委員の求めている、市内の業者が、今後こういった指定管理制度を導入することによって、以前と比べて業務量が

落ちるだとか、ひどくたたかれて利益が悪化するだとか、そういうことのないように、千歳市のように登録制度を導入したほうがいいですよという清水委員の質疑に対して説明員は、そういうやり方もあるけれども、モニタリングほかの方法で、千歳市と同様の効果を狙って、きちんと地元業者が今後も以前と比べて不利益にならないような対策を進めるということで答弁していますよね。そうなれば、前段の不利益がこうむらないようにというのは、説明員もそうですよねと言っているのです。ということは、登録業者を置くか置かないか、それのみを、要するに方法論として市長に質疑を留保して聞くということしか私は整理できないのです。そうではないのですか。
休憩します。

休 憩 14:15

再 開 14:20

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、質疑の留保については、関連議案第29号の部分で、指定業者の業者発注の部分に関連して、千歳市の発注方法について取り入れる考えはないのかという考え方に対する質疑の留保ということで確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

ほかに質疑ありますか。

荒 木

基本的なことを伺います。議案第29号の条例で、施行日が平成29年4月1日から施行するということが今回条例提案がされています。清水委員のおっしゃることも私、一部よくわかるのです。いろんな不安を抱えている。ということは、今回は条例を先に制定して、方針を打ち出して、それから業者の選定に入るというやり方ですよ。ということは、もちろん施行日を最初にうたっている重みはあるのですけれども、新たな取り組みなので、仮に1年かけて、いろんな整わないことが出てくるかもしれない。その場合は、平成29年4月1日にこだわりますか。その辺だけ伺いたい。何があっても平成29年4月1日にやるのか。そういう方針だからそう打ち出しているのだと思うのですけれども、ただ何が起こるか分からない、そういうことを確認させてください。

高瀬部次長

4月1日ということで、通常であれば、先ほどもお話しさせていただきましたように、2定から4定の流れということになりますけれども、1定ということで、何が起きるかという部分を、我々も危惧することも確かにないことはない。ただ、させるものとする的な表現に条例はなっていて、施行日は4月1日になっていますけれども、万が一我々の要求するものに対して事業者の要求水準が達していない場合も、あり得ると思います。このときには従来の直営に戻して、しかるべき手続をとらざるを得ないのかなという部分があります。ただ、ぜひとも我々の思いとしては、こういう民間でできるものに対してはぜひ民間の事業者にやっていただきたいという思いがございしますが、最悪の場合は最悪として想定しなければならないのかなというのは、我々としては常にそれは考えていかなければならないと考えているところでございます。

委員 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委員 長

本来ですとここで質疑の留保の確認するのですが、先ほど質疑留保の整理をしてしまいましたことをおわび申し上げます。

それでは、以上で議案第3号及び関連議案第29号の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
明日は午前10時から会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。

散 会 14:25